

交 捜 第 7 7 2 号

平成30年10月23日

一 般 社 団 法 人

大阪府トラック協会長 殿

大 阪 府 警 察

交 通 部 長



「個人償却制」の絶無に向けて（依頼）

拝啓、秋冷の候、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

貴協会におかれましては、平素から、交通安全に関する諸対策を始め、警察行政の各般にわたり、深い御理解と多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年来、「個人償却制」を用いた貨物自動車運送事業法違反（名義貸し等）の摘発を行うとともに、その絶無についてお願いを申し上げてきたところではありますが、未だ根絶には至っておらず、この度、同法違反（無許可経営）につき、ドライバー 50 数名と同ドライバーらに名義を貸していた事業者を検挙致しました。

御承知のとおり、「個人償却制」は、過重労働等により重大事故を引き起こす温床となるものであります。

このような現状を受けまして、同種事案の絶無を図り道路交通の安全を確保すべく、貴協会員に対し、再度、「個人償却制」の絶無について、あらゆる機会を通じ周知徹底方をお願い致します。

以 上

（連絡先 交通捜査課捜査係 06-6943-1234 内線 51460）

